



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パウ川中島店

長野市川中島御厨字寺沢973-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株) ドン・キホーテ

東京都江戸川区北葛西4-14-1

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) パウながの

(変更後) パウ川中島店

4 変更した年月日

平成17年11月30日

5 届出年月日

平成17年12月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年12月26日から平成18年4月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり行います。

平成17年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験の日時等

日 時	試 験 会 場	参集範囲
平成18年2月25日（日） 午前8時30分から 午後5時まで	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎	県下全域

2 試験の内容

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条の規定による適性試験、技能試験及び知識試験とします。

3 試験の一部免除

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第56条に規定するとおりとします。

4 受験手続等

（1）提出書類

次に掲げる書類を受けようとする狩猟免許の種類ごとに提出してください。

ア 狩猟免許申請書 1通

イ 医師の診断書 1通

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による狩猟に係る許可を現に受けていない場合に限ります。）

ウ 写真 1枚

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判（縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートル）の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

エ 返信用の封筒（受験票送付用） 1通

長形3号封筒に申請者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、80円切手をはったもの

（2）受付期間

平成18年1月30日（月）から2月10日（金）まで（郵送による場合は、平成18年2月10日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

（3）受付場所

住所地を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課

（4）受験手数料

受験手数料（5,300円。ただし、3により試験の一部免除を受ける者にあっては4,000円）は、長野県収入証紙により納付してください。（申請書の所定の欄にはり、消印はしないでください。）

5 その他

（1）狩猟免許申請書の用紙は、地方事務所林務課、市役所及び町村役場で交付するほか、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp>）からダウンロードすることもできます。

（2）狩猟免許試験の受験者を対象とした初心者狩猟免許試験講習会を平成18年2月18日（土）に長野県松本合同庁舎で開催します。詳細については、最寄りの地方事務所林務課へ問い合わせてください。

（3）狩猟免許試験の実施に際して収集する個人情報は、狩猟免許試験のために必要な範囲でのみ利用します。

森林保全課

公告

県営住宅等の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成17年12月26日

長野県知事 田中康夫

1 施設の概要等

(1) 名称、所在地、建設年度及び戸数

名 称	所 在 地	建 設 年 度	戸 数
県営住宅柳町団地	長野市三輪五丁目	昭和59年度から平成8年度	815
県営住宅犀北団地	長野市安茂里	昭和37年度から昭和63年度	282
県営住宅吉田広町団地	長野市吉田二丁目	昭和54年度、昭和56年度	190
県営住宅浅川団地	長野市浅川五丁目	昭和39年度、昭和40年度	72
県営住宅鶴賀ビル団地	長野市東鶴賀	昭和38年度、昭和39年度	64
県営住宅駒沢新町団地	長野市上駒沢	昭和40年度から昭和43年度	302
県営住宅駒沢新町第2団地	長野市徳間	昭和43年度から昭和45年度	277
県営住宅若槻団地	長野市若槻	昭和43年度、昭和44年度	144
県営住宅若槻第2団地	長野市若槻	昭和44年度	98
県営住宅湯谷第2団地	長野市上松五丁目	昭和45年度、昭和46年度	137
県営住宅柳原団地	長野市小島	昭和49年度	300
県営住宅小市南団地	長野市安茂里	昭和50年度から昭和61年度	432
県営住宅篠ノ井第4団地	長野市篠ノ井御幣川	昭和39年度から平成2年度	110
県営住宅庄ノ宮団地	長野市篠ノ井塩崎	昭和40年度から昭和44年度	74
県営住宅みこと川団地	長野市みこと川	昭和47年度から平成7年度	440
県営住宅東条団地	長野市松代町東条	昭和41年度、昭和42年度	24
県営住宅金井山団地	長野市松代町柴	昭和43年度、昭和44年度	34
県営住宅サンコーポましま団地	長野市真島	昭和59年度、昭和60年度	52
県営住宅御厨団地	長野市川中島町御厨	昭和45年度、昭和46年度	118
県営住宅古森沢団地	長野市川中島町今里	昭和46年度、昭和47年度	137
県営住宅青木島団地	長野市大塚	昭和50年度、昭和51年度	91
県営住宅若穂団地	長野市若穂保科	昭和42年度	20
県営住宅白塚団地	長野市若穂保科	昭和45年度、昭和47年度	36
県営住宅鳥居団地	長野市大倉	昭和43年度、昭和44年度	26
県営住宅浅間団地	松本市浅間温泉	昭和54年度、昭和55年度	60
県営住宅蟻ヶ崎団地	松本市蟻ヶ崎三丁目	平成5年度から平成10年度	168
県営住宅渚ビル団地	松本市渚二丁目	昭和38年度	24
県営住宅小宮団地	松本市島内	平成2年度から平成4年度	102
県営住宅双葉町第1団地	松本市双葉	昭和55年度	128
県営住宅双葉町第2団地	松本市双葉	昭和58年度から昭和60年度	140
県営住宅南松本団地	松本市芳野平田	昭和30年度から平成13年度	340
県営住宅二子団地	松本市笛賀	昭和42年度から平成4年度	372
県営住宅笛部団地	松本市笛部三丁目	昭和39年度、昭和40年度	96
県営住宅笛部弥生団地	松本市南原二丁目	昭和51年度、昭和52年度	164

県営住宅高宮団地	松本市高宮	昭和45年度	24
県営住宅寿団地	松本市寿台五丁目	昭和44年度から昭和46年度	395
県営住宅豊丘団地	松本市寿豊丘	昭和38年度から昭和41年度	77
県営住宅並柳団地	松本市出川町	昭和47年度から昭和52年度	586
県営住宅六角堂団地	須坂市須坂	昭和60年度から昭和62年度	84
県営住宅旭ヶ丘団地	須坂市旭ヶ丘	平成7年度から平成13年度	84
県営住宅旭ヶ丘第2団地	須坂市旭ヶ丘	昭和40年度から昭和44年度	80
県営住宅相之島団地	須坂市北相之島	昭和45年度から昭和49年度	307
県営住宅仲町団地	塩尻市塩尻町	昭和31年度から昭和33年度	19
県営住宅広丘団地	塩尻市広丘堅石	昭和34年度から昭和38年度	33
県営住宅君石団地	塩尻市片丘	昭和39年度から平成15年度	159
県営住宅大門団地	塩尻市大門	昭和53年度	30
県営住宅塩尻N1団地	塩尻市大門	昭和36年度	4
県営住宅宮下団地	塩尻市木曾平沢	昭和43年度から昭和52年度	27
県営住宅高ヶ原団地	千曲市屋代	平成3年度から平成6年度	88
県営住宅稲荷山団地	千曲市稲荷山	平成4年度、平成5年度	90
県営住宅黒彦団地	千曲市若宮	昭和48年度、昭和49年度	120
県営住宅細萱団地	安曇野市豊科南穂高	昭和38年度から昭和42年度	88
県営住宅アルプス団地	安曇野市豊科高家	昭和44年度から平成13年度	202
県営住宅駅西団地	安曇野市豊科	昭和29年度、昭和30年度	18
県営住宅見岳町団地	安曇野市豊科南穂高	昭和31年度から昭和35年度	20
県営住宅吉野団地	安曇野市豊科	昭和33年度から昭和37年度	24
県営住宅東原団地	安曇野市三郷温	昭和40年度から昭和45年度	62
県営住宅みどりヶ丘団地	安曇野市明科七貴	昭和40年度から昭和45年度	90
県営住宅青木花見団地	安曇野市穂高北穂高	平成6年度から平成12年度	86
県営住宅穂高団地	安曇野市穂高柏原	昭和42年度から昭和44年度	70
県営住宅柏原団地	安曇野市穂高柏原	昭和46年度から昭和49年度	92
県営住宅三溝団地	東筑摩郡波田町南原	昭和43年度から昭和46年度	74
県営住宅北原団地	東筑摩郡波田町北原	昭和51年度	40
県営住宅町横尾団地	埴科郡坂城町南条	平成8年度から平成12年度	66
県営住宅村上団地	埴科郡坂城町網掛	昭和49年度から昭和53年度	55
県営住宅松川団地	上高井郡小布施町中松	昭和44年度、昭和45年度	43
県営住宅黒姫団地	上水内郡信濃町柏原	平成14年度	24
67 団地			9,130

指定管理者には、上記県営住宅等を一括管理していただきます。

(2) 設置目的

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

2 指定期間

指定日から平成21年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、長野県県営住宅等指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）及び長野県県営住宅等管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

- (1) 県営住宅等の管理に関する業務
 (2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び県営住宅等に関する条例（昭和35年長野県条例第33号）に基づき知事が行う処分その他の行為に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する単独の法人であることが必要です。また、事業協同組合等の場合、当該組合とその構成員が同時に応募した場合は、組合と構成員の両者は失格となります。

- (1) 長野県内に事務所を有しているものであること。
- (2) 管理している賃貸住宅の戸数が1,000戸以上であること。
- (3) 1級又は2級建築士の有資格者を常勤させることができること。
- (4) 宅地建物取引主任者を常勤させることができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (6) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (7) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）及び建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定があつた者でないこと。
- (10) 法人の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

5 説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成18年1月6日（金）午後2時から4時まで
- (2) 場所 長野県庁議会棟 401号会議室
- (3) その他

説明会に参加しようとする者は、平成18年1月5日（木）午後5時までに、長野県住宅部住宅課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2、ファクシミリ：026（235）7486、電子メール：jutaku@pref.nagano.jp）へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要領及び仕様書の交付

募集要領及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県住宅部住宅課で交付します。

なお、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoukaku/shitei.htm>）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県住宅部住宅課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4の(8)の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要領に定める書類

(3) 受付期間

平成18年1月23日（月）から2月3日（金）午後5時まで（郵送による応募は、平成18年2月3日午後5時までに必着のものに限り受け付けます。）

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から住宅部指定管理者事前選定委員会及び長野県指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要領及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県住宅部住宅課（電話 026（235）7340）に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

公告

長野県伊那西部土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成17年12月26日

長野県上伊那地方事務所長 牛 越 徹

理 事**新 任**

氏 名	住 所
赤沼利光	伊那市大字西箕輪1640番地
高橋喜幸	伊那市西春近919番地
唐木一直	上伊那郡南箕輪村4954番地

重 任

氏 名	住 所
鈴木亀春	伊那市大字西箕輪3021番地
福沢良一	伊那市大字伊那5395番地
平澤豊満	上伊那郡箕輪町大字中箕輪463番地
木村松夫	上伊那郡箕輪町大字中箕輪14132番地2
原泰昭	上伊那郡箕輪町大字三日町1810番地
西村満次	上伊那郡南箕輪村9649番地
林 大	上伊那郡辰野町大字伊那富8015番地

監 事**新 任**

氏 名	住 所
重盛辰雄	伊那市大字西箕輪7083番地
柴正人	上伊那郡箕輪町大字中箕輪13785番地2

重 任

氏 名	住 所
山崎寛幸	上伊那郡南箕輪村3451番地1

退 任

氏 名	住 所
市川 勉	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9626番地1

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年12月26日

長野県佐久建設事務所長 田 中 幸 男

1 入札に付する事項**(1) 調達をする役務**

浅間山火山噴火警戒システム通信設備保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約の日から平成18年3月10日まで

(4) 履行場所

ア 北佐久郡御代田町御代田2464-2

　　御代田町役場内 御代田CCTV監視局

イ 北佐久郡軽井沢町長倉2381-1

　　軽井沢町役場内 軽井沢CCTV監視局

ウ 小諸市菱平高峰704-1 車坂無線中継所

エ 佐久市大字上平尾字矢沢2159-1 平尾富士無線中継所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の通信設備保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1

長野県佐久建設事務所総務課

電話 0267 (63) 3111 (代) 内線 414

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年1月19日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県佐久合同庁舎 5階共済ホール

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年1月12日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2 第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成17年12月26日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

名 称	所 在 地	指定年月日
WADA設備	上高井郡高山村大字高井 2795-4	平成17年12月21日

事業課

公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「審査」といいます。）を次のとおり行います。

平成17年12月26日

長野県公安委員会

- 1 審査実施期日
平成18年1月26日（木）から当分の間
- 2 審査の種別及び級
審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定による検定（以下「旧検定」といいます。）に合格した者について、それぞれ表の右欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る審査を行うこととします。

左 棚	右 棚
空港保安警備 1級	空港保安警備業務 1級又は2級
空港保安警備 2級	空港保安警備業務 2級
常駐警備 1級	施設警備業務 1級又は2級
常駐警備 2級	施設警備業務 2級
交通誘導警備 1級	交通誘導警備業務 1級又は2級
交通誘導警備 2級	交通誘導警備業務 2級
核燃料物質等運搬警備 1級	核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級又は2級
核燃料物質等運搬警備 2級	核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級
貴重品運搬警備 1級	貴重品運搬警備業務 1級又は2級
貴重品運搬警備 2級	貴重品運搬警備業務 2級

3 審査の対象者

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、規則の施行の際現に当該旧検定に係る指定講習（規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」といいます。）第12条第1項に規定する指定講習をいいます。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

4 申請手続

- (1) 受付期間
平成18年1月26日（木）から当分の間（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 審査の申請
審査を受けようとする者は、必要な事項を記入した審査申請書に(4)の提出書類を添付して、次のいずれかに提出してください。
 - ア 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
 - イ 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
 - ウ 長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課（長野県公安委員会が交付した旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」といいます。）を有する者で、その者の住所及びその者が警備員として所属する営業所の所在地が長野県内でないものに限ります。）
- (4) 提出書類
 - ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）1枚
 - イ 旧合格証の写し
 - ウ 3(1)又は(2)に該当することを疎明する書面
 - エ 代理人が申請する場合にあっては、本人からの委任状
 - オ 長野県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧合格証を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又は長野県内の営業所に属することを疎明する書面

7 その他

- (1) 審査申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることができます。
- (2) この審査について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3047）に問い合わせてください。
- (3) この審査の実施に際して収集する個人情報は、この審査のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成17年12月26日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び収集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込みすること。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	収集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃を所持する者であって、獣銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	2月1日 (水)	午後1時から 午後4時まで	須坂会場	北信
	2月8日 (水)		茅野会場	南信
	2月15日 (水)		南佐久会場	東信
	2月22日 (水)		安曇野会場	中信

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年12月26日

長野県警察本部長 渡辺巧

1 落札に係る物品等の名称及び数量

住宅地図データ 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部情報管理課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成17年12月8日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市中御所1丁目16番18

5 落札金額

1月分賃借額 636,510円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成17年10月27日

情報管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年12月26日

長野県駒ヶ根工業高等学校長 本間秀明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

万能試験機 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成18年3月24日

(4) 納入場所

長野県駒ヶ根工業高等学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
 駒ヶ根市赤穂14番地の2
 長野県駒ヶ根工業高等学校
 電話 0265 (82) 5251
- 4 入札手続等
 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）
 ア 日時 平成18年1月12日 午後1時30分（必着）
 イ 場所 駒ヶ根市赤穂14番地の2（郵便番号 399-4117）
 長野県駒ヶ根工業高等学校
 (3) 開札の日時及び場所
 ア 日時 平成18年1月12日 午後1時30分
 イ 場所 長野県駒ヶ根工業高等学校 会議室
 (4) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 (5) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 (6) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 (7) 契約書作成の要否
 必要とします。
 (8) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 5 その他
 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課



長野県教育委員会訓令第9号

下伊那郡浪合村立浪合小学校
 下伊那郡浪合村立浪合中学校
 北安曇郡八坂村立八坂小学校
 北安曇郡八坂村立八坂中学校
 北安曇郡美麻村立美麻小学校
 北安曇郡美麻村立美麻中学校
 平成18年1月1日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成17年12月26日

長野県教育委員会

平成17年12月31において、現に次の表の左欄に掲げる村の公立学校（共同調理場を含む。）の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、市村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、当該右欄に掲げる市又は村の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

左 欄	右 欄
下伊那郡浪合村	下伊那郡阿智村
北安曇郡八坂村 北安曇郡美麻村	大町市

義務教育課